

# 【宇土市】施設等利用費の請求方法（償還払い）について

（市外の幼稚園・特別支援学校幼稚部の預かり保育を利用している方向け）

## ○請求方法（償還払い）について

償還払いとは、保護者が一旦利用料を支払い、その後申請をすることで払い戻しを受ける仕組みです。償還払いを受けるためには、保護者が「施設等利用請求書」に必要書類を添えて市に提出する必要があります。

### <手続きの流れ>

- ①利用した施設に「領収証」、「提供証明書」の交付を依頼してください。
- ②「請求書」に必要事項を記入のうえ、「領収証」、「提供証明書」、「振込先口座の通帳等の写し」を添付して宇土市学校教育課に提出してください。
- ③市で確認・審査を行い、指定の口座に施設等利用費を振り込みます。

### <請求受付について>

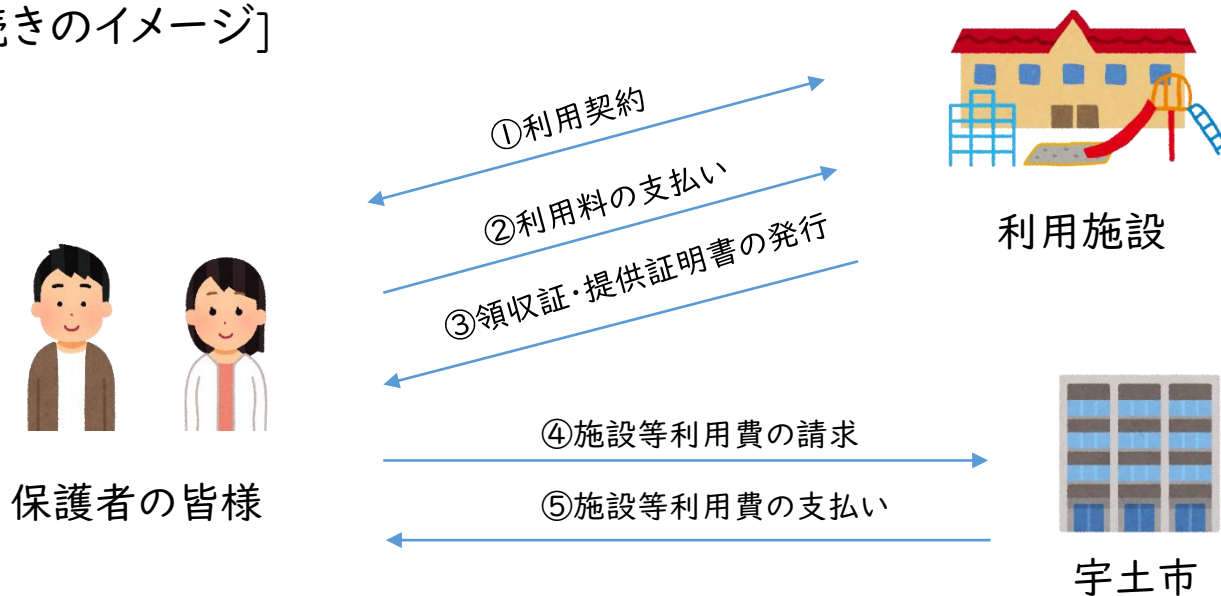
**給付請求の受付は四半期ごとに行います。**

（10～12月分：1月請求、1～3月分：4月請求、4～6月分：7月請求、7～9月分：10月請求）

### <様式等について>

必要な様式については、学校教育課窓口で受け取り又は宇土市ホームページからダウンロードしてください。

## [手続きのイメージ]



※ 預かり保育事業分の請求について、保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、施設等利用給付認定第2号又は第3号の申請が必要です。

### 【問い合わせ先】

宇土市教育委員会 学校教育課 総務係

TEL:0964-22-6502 Mail:gakumu02@city.uto.lg.jp